

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人武蔵野美術大学
法 人 代 表 者	理事長 長澤 忠徳
担 当 部 署	経営戦略室
お 問 合 せ 先	042-342-9562

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

・ 担当部署による遵守状況の点検、「遵守状況報告書」の作成	
・ グループ長会議	9/7確認
・ グループ長チームリーダー会議	9/8確認
・ 大学運営会議	9/15確認
・ 法人運営会議	9/16確認
・ 理事会	9/30確認、承認
・ 評議員会	後日報告
・ 私大連へ報告	
・ 本学webサイトにて公表	

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「遵守原則」欄に記載の通り、中長期計画や事業計画等の策定を通じて、常にガバナンス機能の向上を目指している。また、それらの計画に基づき、多様なステークホルダーからの期待に応え、私立大学としての社会的価値を高めることができるよう、基本理念に沿って自律的な学校法人の運営を行っている。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>2014年度に策定した第1次中長期計画について総括を行ったうえで、2022年度からの第2次中長期計画を策定した。策定にあたっては、教学・人事・施設及び財務に関する事項に加え、社会連携、情報発信等も盛り込んでいる。</p> <p>8年間の年度ごとのロードマップとなる工程表を定め、計画に沿った進捗のイメージを図示しており、その策定のプロセスについては、数か月にわたる学内諸会議での検討を経て、予め評議員会において意見を聴いたうえで理事会にて承認された。なお、内容については、教職員を中心とする構成員に対して十分な説明を行い、理解の深化を図った。</p> <p>さらに計画については適宜、進捗管理を行い、変更が必要となった場合には修正を行えることとしており、第2次中長期計画第一期（2022-2025年度）における成果の振り返りを行うとともに、2024年度に策定した100周年事業計画大綱を踏まえて、本中長期計画の見直しを行い、新たに第2次中長期計画第二期（2026-2029年度）を策定した。</p> <p>また、中長期計画に基づく事業計画についても年度ごとに策定と周知を行っており、事業報告として進捗状況・実施結果を公表している。</p>

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>2025年度の私学法改正に伴い、寄附行為施行細則を新たに制定し、業務決定の委任等の基本的事項を定め、適切かつ迅速な意思決定と業務執行ができる体制を整備しているほか、理事会会議規則、評議員会会議規則等に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし適切な会議運営を図っている。</p> <p>また、役員及び評議員の定数・構成等について、法令遵守はもちろんのこと、外部人材を登用することにより、公益性や公共性を確保し、健全な法人運営に努めている。</p> <p>さらに、役員及び評議員の合同意見交換会を開催する等、定期的な情報共有を行い、建設的な協働と相互的なけん制機能が有効に機能する体制を確立している。</p> <p>監事は理事会及び評議員会に出席し意見を述べるができるほか、常勤監事を置き、内部監査と連携するなど監査機能の強化にも努めている。</p> <p>理事会・評議員会の開催にあたっては、議案事項に係る資料を事前に送付し、会議の場において構成員が熟議し、闊達な意見交換が行われるよう配慮している。また、学内政策の執行状況を適宜確認・共有できるよう、決裁システムや学内イントラネット上の情報共有システムなどを整備している。</p>

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「遵守原則」欄に記載の通り、美術教育を通じて社会の発展に貢献する多様な創造的人材を輩出するとともに、社会との連携による価値創造の推進に取り組むことで、広く地域・社会に貢献し、その要請に応えられるよう公共性の高い大学運営に努めている。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>社会の発展に貢献できる創造的人材を育成するため、中長期計画に基づいた事業計画を毎年度策定し、重点項目及び具体的な事業計画により行動指針を示し、公表している。</p> <p>また、「内部質保証」を恒常的に機能させることを目的として、内部質保証の方針及び実施体制を定めており、大学・教育課程・授業の各レベルにおけるPDCAサイクルを確立し、教育研究活動の活性化と質向上を図っている。在学生や卒業・修了生を対象としたアンケートの実施や、各委員会や会議体における分析・点検・評価を行い、学修者本位の観点から教育内容の見直しを行うほか、2023年度に大学基準協会による認証評価を受け、「大学基準に適合している」と認定された。</p> <p>リカレント教育については、通信教育課程において多様な学生を受け入れるとともに、市ヶ谷キャンパスを拠点に、社会人に向けた教育プログラムの提供や起業支援に力を入れるなど、具体的な方針・計画に基づき実践している。また、留学生については、才能豊かで多様性ある学生を受け入れるため、留学生向けの教育プログラムやキャリア支援の拡充、また修学環境整備費の推進による支援体制強化を進めており、2025年度にはグローバルセンターを開設している。</p>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>多様化・複雑化する社会において、美術・デザインがもたらすイノベーションの可能性を模索し、社会との連携による価値創造を積極的に推進している。美術大学ならではの教育研究活動を展開する一方で、研究倫理教育や公的研究費の適正管理を通じて、研究インテグリティの確保に努めている。</p> <p>連携共創活動の実施においては、「武蔵野美術大学社会連携活動ポリシー」を定め、公開しており、連携共創チームにおいて、自治体や企業との連携プログラムや公開講座を計画・実施・支援している。</p> <p>2024年度には、価値創造人材育成プログラム（VCP）が東京都の観光経営人材育成事業に採択され、VCP for Tokyo Tourism としてプログラムを実施したほか、市ヶ谷キャンパス7階のCo-creation Space -Ma-を東京都認定のインキュベーション施設として整備し、起業支援活動や大学外教育プログラムの実践、さらに卒業・修了生が会員となる校友会との協力関係の構築を推進し、美大のプレゼンス向上を図った。</p> <p>また、社会連携拠点として1/M（イチエム）の開設をはじめ、社会の要請に応えながら連携活動を組織的に展開し、美術・デザインの創造性を広く発信するとともに、企業・社会・地域との接続を拡張することで、社会貢献を推進する体制の強化に取り組んでいる。</p> <p>本学にとどまらず、広く美術・デザイン分野を支援する機構の整備を進め、文化芸術の振興に寄与することを目指す。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	「遵守原則」の欄に記載の通り、理事の職務執行監督機能の強化、内部統制体制の確立及び情報公開の推進によって、適正な大学運営を確保するとともに、美術教育に係わる社会的意義について広くを得ることで、本学に対する信頼性及び透明性の向上に努めている。

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>監事監査規程を策定するとともに、2025年度より常勤監事を選任し、監事機能の強化と実質化に努めている。</p> <p>また、3名の監事が同時期に入れ替わることがないように、選任時期をずらすことで監事監査の継続性を担保し、その選任においても、学内者の配偶者及び3親等以内の親族は監事に就任できず、評議員の同意も必要としているなど、独立性や中立性が保持される制度となっている。</p> <p>さらに、監事監査支援体制を整備し、監事は理事会及び評議員会に出席し、積極的に意見を述べることができる。</p> <p>また、2025年度の私学法改正に基づき会計監査人を置き、その選任については、監事が当該議案を決定したうえで評議員会において決定することとし、公平かつ透明性ある選任を行っている。</p> <p>会計監査人、監事及び監査チーム（内部監査部門）が協議する場を設けるなど三様監査体制の強化を図っている。</p>

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
<p>遵守原則の遵守状況に係る説明</p>	<p>私学法改正に伴い「内部統制システム基本方針」を定め、適正な学校法人の業務執行を確保する体制を整備するとともに、業務の適正を確保するための体制整備及び運用状況について、定期的な点検を行い、事業報告して公開している。</p> <p>また、役員及び評議員の選任にあたっては私学法に準拠し、選解任方法を透明化するとともに、理事会及び理事からの中立性を確保する観点から理事選任機関の設置など、健全な大学運営のための制度整備を進めている。</p> <p>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応については、「リスク管理規則」に則り、理事会にて十全の調査とリスク分析に基づき議論を行う。不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすため、職位ごとの責任及び権限を定めた「学校法人武蔵野美術大学学務事務組織職務権限規則」、各備品等の調達における決裁権限を定めた「学校法人武蔵野美術大学物品等調達要領」に則るとともに、常設の内部監査部署として「監査チーム」を設置し、「学校法人武蔵野美術大学内部監査規則」に基づき、内部監査機能の強化を行っている。</p> <p>また、「学校法人武蔵野美術大学公益通報に関する規則」に基づき、すべての教職員が通報窓口又は監事に対し、コンプライアンスに関する相談又は違反に係る内部通報を行えるよう、適正に対応できる制度を定め、通報者の保護を図るとともに、違反行為の早期発見及び是正を図り、法人全体のコンプライアンス体制を強化している。</p>

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>教育研究活動及びそれを支える経営に係る情報公開について、「学校法人武蔵野美術大学情報公開規則」を整備し、中長期計画に沿った単年度の事業計画とその事業報告書及び認証評価結果のほか設置計画履行状況等の調査結果など学外からの評価結果について本学webサイトにて公開している。</p> <p>財務状況の公開にあたっては、諸表だけでなく収支の均衡状況や資産・負債の状況などわかりやすく説明した概要文も掲載して、理解を促す工夫を行うほか、事業会社の状況についても併せて公開している。</p> <p>それらの情報は本学webサイトで一元的に公開されており、また、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図るため、サイト内検索等により容易に必要な情報の取得ができる。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	<p>「遵守原則」の欄に記載の通り、大学運営に係るガバナンス機能の向上、財政基盤・経営基盤の強化、危機管理体制の拡充のため、諸制度を整備し適切に運用を行っている。美術を専門とする教育・研究機関として専門領域の高度化に努めるとともに、教育研究環境の充実、社会連携及び国際交流の推進、多様な学生への修学支援の充実を図りながら、多才な人材を輩出し、その社会的使命を果たしている。</p> <p>さらに、教育研究分野における社会的価値の創造や成果の還元により、社会からの理解と支持を高めることによって大学の持続的な発展と教育研究の維持・向上に努める。</p>

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>理事会・評議員会の開催にあたっては、活発かつ有益な議論ができるよう、資料を事前に提供し、その充実を図っている。</p> <p>また、理事会及び評議員会の過去の議事内容が確認できるよう議事録完成時には全構成員に共有し、以降の会議体においても十分な議論ができる仕組みを整備している。</p> <p>役員及び評議員の構成については、積極的に外部人材を登用し、学内外の意見聴取を行いながら自律的な大学運営が継続できるよう努めている。</p> <p>経営情報及び政策の執行状況を正確かつ迅速に伝達するため、Microsoft365等を活用したICT環境の整備を進めている。</p>

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>大学の理念や目的、教育目標に沿って、教育研究の水準を維持・向上させるため、中長期計画及び財政計画に基づく事業計画・予算編成方針を策定している。</p> <p>財政計画では、教育活動や研究活動に重点配分を行うなど、教育研究活動を活性化する観点を重視するとともに、事業活動収支の均衡を図り、施設設備整備等の戦略的投資を支える財政基盤の確立を目指している。</p> <p>収入面では、着実に入学者数を確保することで財政基盤の安定性を図るとともに、経営基盤の強化を目的に、学生納付金以外の多様な収入源を確保し、財政基盤の強化を図る。特に教育振興資金の募集事業においては、創立100周年に向けた募金事業を強化し、広く寄付を募る。科研費及び産官学共同研究費等の外部資金獲得のため、担当部署を設置し、情報収集、情報公開、研究推進のサポート等を行っている。また、市ヶ谷キャンパスを中心に、社会問題の解決や新たな創造的価値の創出を目的としたソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）を開設し、外部機関との連携等を推進・拡充して外部資金獲得に努めている。さらに、社会人向け教育事業を展開し、本学の教育研究成果の社会還元を図るとともに、教育対象の拡張による収入源の拡大を図る。</p> <p>リスク管理体制の整備については、リスク管理規則によりリスク対応方法等を明確にした上、リスク管理体制を構築する。また、情報化総括責任者（CIO）と最高情報セキュリティ責任者（CISO）及びその補佐を定め、そのもとに情報化戦略本部会議を設置し、情報セキュリティ政策の検討・立案を行うなど体制を整備しているほか、災害時の指揮系統等を規定した災害等管理規則や緊急対応マニュアル、安否確認システムを整備するなど、緊急時の対応については、緊急時の基本方針と初動対応から事業復旧・再開までの計画を定めた「武蔵野美術大学BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）」を策定し、公開している。また、ハラスメントの防止については、ハラスメントの防止等に関する規則を定め、その運用の適正化や見直しを図るとともに、教職員に向けた研修を実施するなど、諸問題に対して必要措置を講じるとともに十全に対応を行っている。</p>